

# 任意後見制度の手続きの流れ

## Step1 任意後見受任者・契約内容の検討

●任意後見受任者・任意後見人として、信頼するに足る人を検討します。

【任意後見受任者と任意後見人の違い】

- 任意後見受任者  
⇒裁判所によって任意後見監督人が選任されて、当該任意後見契約が発効する前における任意後見契約の受任者
- 任意後見人  
⇒任意後見監督人が選任された後、任意後見受任者は任意後見人になります（任意後見人となった後、本人のために、任意後見契約で定められた委任事務を行います）。

【任意後見人になれる人】

法律上の制限はありません。  
契約をする本人が、任意後見契約の目的と内容に応じて、もっともふさわしい人を選任することができます。  
例）親族、知人や弁護士・司法書士・社会福祉士などの専門家、社会福祉法人などの法人 など

※ただし、任意後見監督人が選任される時点で任意後見契約法4条1項3号所定の事由（法定後見の欠格事由に該当するなど）に該当する人は任意後見人になることができません。

●任意後見受任者に委任する内容を決めます。

本人と任意後見受任者（将来任意後見人になる人）との話し合いにより、どのような事務を委任するか、報酬の有無や額など任意後見契約の内容を決めます。任意後見契約の内容は原則として自由に決めることができます（契約自由の原則）

【委任の対象となる事務】

- 財産管理事務
- 身上保護事務
- 訴訟行為（将来生じる紛争について、弁護士に訴訟手を委任する）など

## Step2 任意後見契約締結

●公正証書による契約の締結

法律上、任意後見契約は公正証書によってしなければならないと定められています。基本的には本人と任意後見受任者が公証役場に赴き、任意後見契約を締結します。  
ただし、本人が病気で外出できない等、特別の事情がある場合には公証人が自宅や施設に出張し、本人と面接して、任意後見公正証書を作成することも認められています。

※任意後見契約の登記

任意後見契約が締結されると、東京法務局で契約内容が登記されます。

## Step3 任意後見監督人選任申立ての検討

●任意後見監督人選任申立ての検討

本人の判断能力が低下した場合、任意後見人が本人から委任された事務を行うこととなりますが、任意後見契約が発効するのは、裁判所が任意後見監督人を選任したときです。  
任意後見受任者は、本人の判断能力が低下したからといって自由に委任された事務を行うことができるわけではなく、任意後見人として本人から委任された事務を行うためには、裁判所から任意後見監督人を選任してもらう必要があります。

【任意後見監督人選任の要件】

- ①登記された任意後見契約が存在すること
- ②本人の判断能力が不十分な状況にあること
- ③本人が未成年者であるなど、法律に決められた障害事由が存在しないこと
- ④申立権者による任意後見監督人への選任の申立てがあること
- ⑤本人以外の者が選任の申立てを行った場合には、本人が意思表示をすることができない場合を除き、任意後見監督人の選任に対して本人の同意があること

【申立てをすることができる人】

本人、配偶者、四親等内の親族、任意後見受任者 など

※申立てをするにはあらかじめ本人の同意が必要です。（ただし、本人が意思表示できないときは必要ありません。）

## Step4 任意後見監督人選任申立ての準備

●申立書類一式の入手

大阪家庭裁判所（窓口、郵送）で「任意後見監督人選任申立てセット」（申立てに必要な書類のひな型等がセットになったもの）を取得します。  
※大阪家庭裁判所後見センターのホームページからも入手できます。

●本人情報シートの準備

●本人をよく知る福祉関係者（ケアマネジャーやケースワーカー等）に「本人情報シート」の書式等を渡し、記入を依頼します。  
●作成された「本人情報シート」をコピーします。原本は、診断書を作成する医師に渡し、コピーを裁判所に提出します。  
※本人情報シートが準備できなくても、診断書の作成を依頼することはできます。

●診断書の準備

●医師に本人情報シート（原本）や診断書書式（成年後見制度用）等を渡し、診断書の作成を依頼します。  
※診断書の作成を主治医に引き受けてもらえない場合には、他の医師に依頼していただいて構いません。  
※診断書を作成する医師は、精神科医等の専門医でなくても構いません。

●申立書の作成及び添付書類の準備（別紙「申立てに必要な書類」を参照）

- 申立書その他の必要な書類を作成します。
- 本人の財産関係等の資料を集め、必要なものをコピーします。
- 戸籍や住民票等を用意します  
※必ず、マイナンバーの記載がないものをご用意ください。

## Step5 申立書の提出、審理

●書類の提出・裁判所での受付

裁判所に宛てて、申立書類一式（収入印紙（申立用）、郵便切手含む）を送付（又は持参）します。  
書類到着後、裁判所は、受付及び立件をします。

●書類の審査

裁判所は、申立書類の内容を審査します。

●調査

家庭裁判所調査官による調査が行われる場合があります。

## Step6 審判確定・登記

●審判確定

任意後見監督人選任の審判は、申立人、本人、任意後見受任者、任意後見監督人となるべき者に告知されます。このうち、任意後見監督人となるべき者に告知されたときに審判の効力が発生します。  
※任意後見監督人選任の審判には不服申立てをすることができません。

●登記

任意後見監督人が選任されると、裁判所からの依頼により、東京法務局で任意後見監督人選任の登記がされます。

## Step7 任意後見事務の開始、報告等

●任意後見事務の開始

任意後見監督人となるべき者に審判が告知されると、任意後見人の仕事が始まります。  
※任意後見人には同意権、取消権はなく、代理権のみが与えられます。

●報告

任意後見人は、任意後見監督人に事務の報告を行い、任意後見監督人は、定期的に裁判所に対し、任意後見人の事務に関する報告をします。

※任意後見契約は、任意後見人の解任のほか、本人または任意後見人（任意後見受任者も含む。以下、同じ。）の死亡、本人または任意後見人が破産開始決定を受けたこと、任意後見人が後見開始の審判を受けたこと等の事由により終了します。

※任意後見人に対する報酬に関しては、任意後見契約により定めることができますが、任意後見監督人に対する報酬は、任意後見監督人からの申立てを受けた裁判所の審判により、定められます。

★ 任意後見契約のうち、最も基本的な契約形態（本人には十分な判断能力があり、任意後見を必要としていない時点において、予防的に任意後見契約を締結しておき、将来判断能力が低下した時点でその契約の効力を発生させるという形態）について説明しています。